

農地の転用には許可・届出が必要です

農地の転用とは？

農地転用とは農地を農地以外にすることで、住宅用地や駐車場、資材置場などの用地に転換することです。一時的に使用する場合も含まれます。

許可の対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。登記地目が農地であれば耕作がされていなくても農地として活用できる状態がある限り農地として扱われます。

無断転用には厳しい罰則

許可を得ないで無断で農地を転用したり、許可どおり転用しないと、工事の中止、原状回復等の命令がなされることがあります。また、申請をした後でも許可を受けるまでは工事に取りかかってはいけません。

また、これらに違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは6月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

事前に相談を

農地を転用する場合には法律上制限があります。転用についての手続きや疑問はお近くの農業委員にご相談ください。

こんな場合にも許可、届出が必要です

納屋などの農業施設を農地に建てる場合、また農地のかさ上げや掘削を行おうとする場合にも内容によっては許可、あるいは届出が必要です。ご注意ください。

お問い合わせ 鏡野町農業委員会 0868-54-2987(産業課直通)

石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されました

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、その支給請求の受付が平成18年3月20日から開始されました。

■救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより「中皮腫」「気管支又は肺の悪性新生物（肺癌）」「石綿肺」「びまん性胸膜肥厚」及び「良性石綿胸水」といったその指定疾病等にかかり、これによって死亡した方の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方が救済の対象者となります。

■救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金が支給されます。

■請求期限

特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、

- ①施行日（平成18年3月27日）から3年以内
- ②転給（受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となる）の場合については、その転給により受給権者となった時から3年以内
- ③特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなければなりません。

■請求手続

特別遺族年金の場合は「特別遺族年金支給請求書」を、特別遺族一時金の場合は「特別遺族一時金支給請求書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当っては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

■問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金についての詳しい内容は、岡山労働局（086-225-2019）又は労働基準監督署（086-225-0591）へ、また労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（0120-389-931）までお問い合わせください。